

役員に対する報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県予防医学協会(以下「本会」という。)の定款第27条の規定に基づき、役員(会長、副会長、理事、監事)に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員に対する報酬等とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。
- (2) 慰労金とは、本会が役員に対して退任時に支給する役員としての業務の対価をいう。
- (3) 常勤とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤とは、常勤以外の役員をいう。

(報酬の額)

第3条 非常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 120万円
- (2) 副会長 年額 40万円
- (3) 理事 年額 10万円
- (4) 監事 年額 10万円

2 常勤役員の報酬額は、次のとおりとし、医師資格を有する者には、別表1を適用し、その他の者には、別表2を適用するものとする。

- (1) 会長 年額 1,900万円までの範囲内
- (2) 副会長 副会長を置く場合は、専務理事と同額とする
- (3) 専務理事 年額 1,800万円までの範囲内
- (4) 常務理事 年額 1,700万円までの範囲内
- (5) 理事 年額 30万円

3 常勤役員の報酬額は、上記基準の範囲内において別表により算定した額を、理事会の承認を経て、評議員会の決議によって定めるものとする。

(期間計算)

第4条 報酬額の算定基礎となる就任期間は、4月1日～翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間計算は、年度中途に就任したときは就任した日に属する月から、また辞任したときは、その辞任した日に属する月までの月数による。

(報酬の支給)

第5条 非常勤役員の報酬は、毎年12月に支給する。

2 常勤役員の報酬は、毎月17日に銀行振込にて支給する。支給日が休日にあたるときは、その後の最も近い休日でない日に支給する。

3 役員報酬の支給にあたり、法令に定められたものは控除する。

(慰労金の額)

第6条 慰労金の金額は、次の各号による基礎年額に就任年数(就任期間)を乗じて得た額とする。

- | | | |
|----------|----------------------|-----|
| (1) 会長 | 基礎年額 | 8万円 |
| (2) 副会長 | 副会長を置く場合は、専務理事と同額とする | |
| (3) 専務理事 | 基礎年額 | 5万円 |
| (4) 常務理事 | 基礎年額 | 3万円 |
| (5) 理事 | 基礎年額 | 1万円 |
| (6) 監事 | 基礎年額 | 1万円 |

(就任期間)

第7条 慰労金の算定の基礎となる就任期間の計算は、役員として、引き続いた就任期間とする。

- 2 前項の規定による就任期間の計算は、役員になった日に属する月から退任した日に属する月までの月数による。
- 3 前項の規定に属する就任期間に1年未満の端数がある場合には、6か月以上は1年とし、6か月未満は切り捨てる。

(遺族の範囲)

第8条 死亡した役員に対する慰労金は、民法(明治31年法律第1号)の規定に従い本会の認める遺族に支給する。

(功労金)

第9条 慰労金の他に、功労金を評議員会の決議を経て支給することができる。但し、上限については、100万円とする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項は、理事会の承認を経て評議員会の決議によって定める。

附則

- 1 この規程の施行日以前に就任している役員の就任期間の計算については、第7条第1項の期間とみなして通算するものとする。
- 2 この規程は公益財団法人岩手県予防医学協会の設立の登記の日から施行する。